

広島仮処分判断日：地裁前で集会後、決定文受理後、直ちに旗出し

===== 2017年3月27日 直ちに解禁

2017年3月27日（広島）：

広島地裁に提訴されている伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件は、3月30日午後3時に広島地裁の判断（裁判長：吉岡茂之裁判官、右陪席：久保田寛也裁判官、左陪席：田中佐和子裁判官）が下されることは既報（[プレスリリース No.034](#) 及び [035](#) 参照のこと）の通りだが、当日の詳細スケジュールがほぼ固まった。

伊方原発広島裁判原告団と応援団は、午後3時地裁民事執行センターで決定文受け取りの30分前に地裁前で集会を開く。（[地裁前集会配置図](#)参照のこと）集会では冒頭、本事件の代理人弁護士団のリーダーであり脱原発弁護士全国連絡会・共同代表の河合弘之弁護士が集まった原告や応援団、支援者に向けて決意を表明、今回決定の意義を強調する。決定文受け取りには河合弁護士の他6人の代理人弁護士、4人の申立人のうち松山市在住の小倉正さん（56才）と広島市在住の綱崎健太さん（37才）が立ち会う。

決定文受理後、地裁前で直ちに旗出しを行い、集まった人たちに判断の結果を知らせることにしている。旗出し後は河合弁護士が短く講評した後、報道陣の取材（ぶら下がり取材）を現場で受けることにしている。取材には河合弁護士、広島の弁護士団の他、小倉、綱崎の2人の申立人、本訴原告団長の堀江壯さん（広島原爆被爆者）と副団長の伊藤正雄さん（広島原爆被爆者）も立ち会うことにしている。（なお4人の申立人は全員本訴原告で原告団から選出されている）

地裁前集会の後は午後4時ごろから広島弁護士会館3階大ホールで記者会見を開く予定。

（[当日記者会見場配置図](#)参照のこと）決定文受け渡し後、広島地裁は報道陣に対して決定文骨子を配布することになっているため、記者会見では主催者側からは特別に要旨は配布しない。なお決定文全文が同じく午後4時ごろ、[伊方原発広島裁判 Web サイト](#)に掲載される見込み。ただし弁護士団は決定文の読み込み作業を行った後記者会見に臨むため、場合によれば記者会見が4時からずれ込む可能性もある。

記者会見終了後は直ちに同じ会場で集まった本訴原告団・応援団・支援者へ向けて報告会を開催する。（[当日タイムスケジュール](#)参照のこと）

決定文受け取りに立ち会う申立人は以下の2名。

松山市在住：小倉 正（おぐら ただし）（男性） 1961年2月2日生まれ。

広島市在住：綱崎 健太（つなさき けんた）（男性） 1980年4月2日生まれ。

（“崎”は立つ“崎”）

問い合わせ先：伊方原発広島裁判原告団事務局 〒733-0012 広島市西区中広町2丁目 21-22-203

e-Mail：[saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org) URL：<http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

**伊方原発広島裁判原告団・応援団**

過去は変えられないが未来は変えられる